

病床機能再編支援事業（統合支援給付金支給事業）の活用について**1 事業の概要 ※参考資料 2 参照**

病床機能再編支援事業は、令和 2 年度に医療機関の病床削減や再編統合に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を一層推進させることを目的に国が創設し、令和 3 年度から地域医療介護総合確保基金の中に新たに位置づけられた。

2 給付金の区分**① 単独支援給付金**

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関に対し、減少する病床 1 床当たり、病床稼働率に応じた額を支給する。

※対象となる病床は高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能

※回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数は対象外

② 統合支援給付金

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、統合計画に参加する医療機関全体で減少する病床 1 床当たり、病床稼働率に応じた額を支給する。

※給付金の配分は、統合関係医療機関全体で調整

※①との併給が可能

③ 債務整理支援給付金

②によって廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて支給する。

3 本事業における魚沼圏域地域医療構想調整会議の役割

魚沼圏域地域医療構想調整会議は、再編等が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であるかについて議論し、県の判断に資する役割を担う。

県は、当該調整会議における議論の内容に加え、県医療審議会の意見を踏まえ、当該再編等が給付金の支給要件である「地域医療構想の実現に向けて必要な取組」とであると認められるかについて判断する。

4 本事業を活用しようとする医療機関及び病院再編統合に関する計画等

医療機関：県立十日町病院

県立松代病院（令和 8 年 4 月 1 日～ 県立まつだい診療センター）

病院再編統合に関する計画等：

- ・資料 6－1 「病床機能再編支援事業を活用する病床機能等の変更について」
- ・資料 6－2 「病院再編統合に係る事業計画書」

5 統合完了年月日

令和 8 年 3 月 31 日

6 その他

- ・当該 2 病院の病床数等の変更については、令和 7 年度第 2 回魚沼圏域地域医療構想調整会議（令和 7 年 10 月 7 日開催）にて合意済み。
- ・当該給付金に関する地域医療構想調整会議での協議が統合完了後であっても申請可能である旨、厚生労働省に確認済み。